令和3年度 地域農業振興に向けた支援策のお知らせ

1. 農業所得増大に向けた支援



~営農基金事業助成金~



将来の農業を担う農業者に対して、当JAが推奨する品目、施設園芸作物、加工業務用野菜の新規取組及び規模拡大(経営転換)に関わる農業者へ支援を継続し、地域農業の振興・発展に貢献することを目的とします。

園芸作物基金	150万円	
対象作物	園芸作物(青ネギ・白ネギ・加工業務用キャベツ・加工業務用力ボチャ)	
対 象 者	① 5 a以上の新規取組(経営転換等)する農業者 ② 5 a以上の規模拡大を行う農業者	
対象経費	種子代及び資材費	新規取組にかかる経費 (種苗代、肥料、農薬、生産に関わる育苗ハウス)
助成率	① 新規取組 ② 事業規模の拡大	対象経費(税別)の合計金額の25%以内 (限度額:50万円)
施設園芸作物基金 150万円		
対象作物	施設園芸作物	
対 象 者	1 a以上の新規取組及び規模拡大を行う(経営転換等)農業者	
対象経費	施設設備費	新規取組にかかる経費 (パイプハウスー式、灌水設備、加温設備等)
助成率	① 新規取組 ② 事業規模の拡大	対象経費(税別)の合計金額の25%以内 (限度額:100万円)

- ▶ 当JAの正組合員であってその経営に係る土地または施設が当JA管内にあることが必要となります。
- 基金の助成を受けるには、申請書と必要書類(必要経費を明確に証明できるもの)の提出が必要となります。
- 助成金の支払いは、受付順とし、令和3年度予算枠(300万円)に達した時点で期間の 中途であっても助成金の交付を終了します。
- ▶ 交付申請については、1事業、1回限りとし、複数の事業併用は、助成対象外となります。
- 当該事業を利用して過去に助成交付を受け、事業実施計画が履行している期間(3年)は 助成対象外となります。

2. 農業・地域活性化に向けた支援



~獣害•害虫被害対策補助金~



管内で問題となっている有害獣(鹿・猿・猪)、有害虫(ジャンボタニシ)による農作物の被害を未然に防止するため、関係機関・組合員等と連携して対策に取り組み、管内農業の維持を図ることを目的とします。

獣害被害対策補助金		
対象資材	防護柵(電気柵、金網、トタン柵等)	
交付対象者	以下の要件を満たした個人または団体等 ① J A津安芸の正組合員または、管内に農地を有する農業団体等 ②津市から「津市有害鳥獣防護柵設置事業補助金」の交付を受けた農業者 ③令和3年4月1日~令和4年3月20日までに資材購入をしている者	
対象経費	防護柵(電気柵、金網、トタン柵等)の取得にかかる原材料費(工事費等は対象外)	
補助金額	津市が行う補助事業の補助残部分(税別)の50%に相当する額(1,000円未満切り捨て) ※津市単独補助事業の交付種類により補助金の上限額を以下のように設定 ①「農産物鳥獣害対策事業補助金」の交付対象・・・上限50万円 ②「小規模農地鳥獣害防止事業補助金」の交付対象・・・上限8万円	

害虫(ジャンボタニシ)被害対策補助金		
対象資材	スクミノン・スクミンベイト3	
交付対象者	以下の要件を満たした個人または団体等 ①JA津安芸の正組合員または管内に農地を有する農業団体等 ②ジャンボタニシ駆除を目的としてスクミノンまたはスクミンベイト3を散布した農業者 ③令和3年4月1日~令和4年3月20日までに資材購入をしている者	
対象経費	薬剤購入にかかった費用	
補助金額	東剤購入金額(税別)の15%に相当する額(100円未満切り捨て) 上限10万円	

補助金の支払いは、受け付け順とし、令和3年度予算枠(400万円)に達した時点で期間の 中途であっても助成金の交付を終了します。

3. 農業の規模拡大・効率化等に向けた支援



~農業融資保証料助成交付金~

農業の規模拡大・効率化等をめざすため、農業者の経費抑制を目的に、当JAの農業経営資金及び農業近代化資金のうち、保証機関へ支払う保証料について全額助成し、農業者の負担軽減を図ることを目的とします。

農業融資保証料助成交付金		
対象資金	農業経営資金及び農業近代化資金	
対象案件	①令和3年4月1日~令和4年3月31日までの期間で借入れた案件 ②借入金額が100万円以上の案件 ③農業生産に直結する資金の借入である案件 (生活資金、既往資金の借り換え、災害対策に関するものは対象外) ④1事業年度あたり1人各1回限りとする。ただし、1回あたり上限金額を定めない。	
対象費用	保証機関へ支払う一括前取保証料	
交付金額	支払った保証料の全額	

- ▶ 当JAの正組合員であってその経営に係る土地または施設がJA津安芸管内にあることが必要となります。
- ▶ 助成を受けるには、申請書と当JAが必要と認めた書類の提出が必要となります。
- 交付金については、当JAの審査会での承認が必要であり、承認後の交付となります。
- 期間延長等の条件変更により追徴保証料が発生した場合、借入者の負担となります。
- 繰上償還(一部繰上償還含む)による保証料の返戻金については、当JAへ返金いただきます。

